

# 憲法を替える

——「国づくり」の物語としての  
ナイジェリアの憲法代替の多面的考察——

落合 雄彦

## はじめに——憲法を変える——

ナイジェリアでは2023年3月、かねてより国民議会 (National Assembly) から大統領宛てに送付されていた憲法改正法案35本のうち16本が、退任間近のムハンマド・ブハリ (Muhammadu Buhari) 大統領によって承認・署名され、法律として成立した (Majeed 2023)。

現行のナイジェリア憲法は、もともと「1999年ナイジェリア連邦共和国憲法 (公布) 布告 (the Constitution of the Federal Republic of Nigeria (Promulgation) Decree, 1999)」という軍事政権制定法の形で公布された法典であり、一般に「1999年憲法 (the 1999 Constitution)」と呼ばれる。そして、同憲法では、国民議会を構成する上院 (Senate: 109議席) と下院 (House of Representatives: 360議席) の各院全構成員の3分の2以上の賛成と、3分の2以上の州議会 (House of Assembly: 現在のナイジェリアは36州制なので24以上の州議会) の賛成決議によって憲法を改正できることが定められている (第9条2項)<sup>1)</sup>。現行の1999年憲法は、同規定に基づいてすでに4回 (2010年7月, 2010年11月, 2011年, 2018年) にわたって改正されており (Egbe 2022), 2023年改正は同憲法が施行された

1) ただし、新州創設に関する第8条、憲法改正手続きを定めた第9条、そして基本権に関する第4章 (第33~46条) を改正するためには、上下両院の各院全構成員の5分の4以上の賛成と、3分の2以上の州議会の賛成決議が必要とされる (第9条3項)。

1999年5月以来5回目のものとなる。

2023年の改正では、矯正サービス（刑務所）や鉄道などの3分野が、連邦が立法権限を独占する専管事項から連邦と州の両方が立法できる共管事項へと移管されたり、州の議会・裁判所の財政的な自立性を強化する条文が盛り込まれたりしている（Majeed 2023）。また、こうした16本の憲法改正法の成立とは別に、ブハリの後任として2023年5月に大統領に就任したボラ・ティヌブ（Bola Tinubu）によって同年6月、連邦高等裁判所のような上級裁判所の判事の定年退職年齢を70歳に統一する憲法改正法案が署名され、法律として成立している（Angbulu 2023）。しかし、今回で5回目となるこうした一連の2023年の憲法改正もまたこれまでと同様、その修正の内容や範囲は総じて軽微なレベルのものにとどまった、という印象が拭えない。

ところで、「憲法を変える」と一言でいっても、そのあり方は多様である。成文憲法の国家で「憲法を変える」といえば、憲法所定の正規手続きによる条文改正（明文改憲）がまずは想起されよう。ナイジェリアの過去5回にわたる1999年憲法の改正は、まさにこれに該当する。しかし、「憲法」という名称が付された法典（憲法典）の条文自体は変更せずに、政府見解や最高裁判所の判例といった憲法解釈の方を変更することで憲法を実質的に改変することもできる（解釈改憲）。そうした「改憲」は、これまでにもアメリカや韓国を含む多くの諸国で実践されてきた（駒村 2016; 岡山 2016; 國分 2016）。また、解釈改憲ほど頻繁ではないものの、立法府や行政府が憲法に抵触する恐れのある法律や政策をあえて制定あるいは実施することで、やはり憲法を実質的に変更しようとするケースもある<sup>2)</sup>。

---

2) たとえば、ナイジェリア北部にある12の州では、2000年から2003年にかけて、シャリーア（イスラム法）の刑罰規定が従前の刑法典に追加されたり、刑法典とは別にシャリーア刑法典が州毎に新規導入されたりした。そうした北部の州政府主導によるシャリーア導入・推進の動きのことを、ナイジェリアでは一般に「シャリーア履行（Sharia Implementation）」と呼ぶ（落合 2021, 49）。しかし、他方で1999年憲法は、「連邦あるいは州の政府は、いかなる宗教も国教として採用してはならない」（第10条）と定めており、北部諸州におけるシャリーア履行は、国教の採用禁止を謳う現行憲法（の少なくとも精神）には抵触する可能性がある（Last 2008, 60）。にもかかわらず、履行から20年以上の歳月が経過した今日もなおナイジェリアでは、1999年憲法と北部諸州のシャリーア刑法典（あるいは、一般の刑法典に含まれるシャリーア刑罰規定）の両方が緊張関係をはらみながらも併存し続けている。

本章では、ナイジェリアの憲法変動——つまり「憲法を変える」こと——を論じる。しかし、その際にとりあげるのは、2023年改正のような正規手続きによる明文改憲でもなければ、政府見解や判例といった解釈法の変更による解釈改憲でもない。また、憲法と抵触しかねない法令や政策の導入による実質的な憲法改変でもない。本章において考察するのは、それらよりもマクロな憲法変動形態としての憲法代替である。

本章でいうところの憲法代替とは、憲法を部分的に修正するのではなく、憲法全体をいったん廃止し、代わって新たな憲法を制定したり、かつてあった憲法を復活させたりすること——つまり「憲法を替える」こと——を指す。それは、独立、革命、クーデタ、戦争などの政治変動に端を発する国家的な動乱期や大規模な体制転換期にしばしばみられる、最も根本的な憲法変動の一形態といえる。しかしナイジェリアでは、この憲法代替が植民地時代から頻繁に繰り返されてきた。そしていまなお、現行の1999年憲法の廃止と新憲法の制定を求める声が社会的に広く聞かれる (Adamolekun 2005; Adesina 2020; Baje 2019; Ejime 2022; Ihonvbere 2000; Nwabueze 2022; Odusote 2022; Ogowewo 2000; Onyekwere 2021)。

これまでナイジェリアの憲法はどのように替えられてきたのか。また、現行の1999年憲法の代替はなぜ必要とされるのか。そして、現行憲法の代替に向けた営みはいかに展開され頓挫してきたのか。本章では以下、そうした3つの問いに対してひとつずつ答えを紡ぎ出していく。

しかし、本章が憲法代替の多面的考察を通して目指すのは、ナイジェリアの憲法典そのものへの理解を深めることではない。本章のねらいは、憲法代替を一貫して、しかし多面的に考察することで、ナイジェリアという連邦制国家の「国づくり」の物語を描くことにある。いうまでもなく、憲法と国家は密接に関連している。とはいえ、形態も内容も多様な憲法変動のすべてが国家のかたちやあり方と直接的に関係していたり、それらに大きな影響を及ぼしたりするわけではない。本章が、憲法代替という、本書の他章とはやや異なる実にマクロで根本的な憲法変動形態に着目する理由がそこにある。本章が目指すのは、ナイジェリアの憲法典自体をより深く理解することではなく、憲法をめぐる一連の考察を通して、連邦制国家ナイジェリアの「国づくり」の物語を描き出すことにあり、そのために

最も有用と思われる憲法変動形態が憲法代替なのである。なお、ここでいうところの「国づくり」とは、とりあえず「国家建設 (state-building)」と「国民形成 (nation-building)」の総体としての「国民国家建設 (nation-state building)」を指すものとしておきたい。

では、ナイジェリアの「国づくり」の歴史にかかわるがゆえにやや長い話になるかもしれないが、3つのうちの最初の問いから考察（物語）を始めることにしよう。

## 1

# ナイジェリアの憲法は、どのように替えられてきたか

## 1-1. 南北ナイジェリア合邦——1914年——

今日のナイジェリアの地理的枠組みがほぼ形作られたのは、「北部ナイジェリア保護領 (the Protectorate of Northern Nigeria)」と「南部ナイジェリア植民地および保護領 (the Colony and Protectorate of Southern Nigeria)」という2つの英領植民地が合邦して「ナイジェリア植民地および保護領 (the Colony and Protectorate of Nigeria)」が形成された1914年1月のことである。この1914年の出来事は当初から、「統一 (unification)」や「統合 (integration)」という表現の使用を避けて「南北ナイジェリア合邦 (Amalgamation of Northern and Southern Nigeria)」と呼ばれた。というのも、ナイジェリアの初代の大総督 (Governor-General) に就任したフレデリック・ルガード (Frederick John Dealtry Lugard) ら植民地政府関係者側は、ナイジェリアという単一の植民地単位こそ成立させたものの、社会文化的に大きく異なる南北ナイジェリアをすぐに統一／統合すべきでもなければ、そうすることもできない、と考えていたためである。南北ナイジェリアはあくまでも制度的に合邦しただけであって実質的に統合されたわけではないとみなされ、1914年以降も長年にわたって両者は、事実上別個の行政単位として統治された (Lugard 1920)。

この1914年の南北合邦当時、「憲法」という名称が付された単一の法令はナイジェリアにはまだなかった。その主因は、宗主国イギリスが、南北ナイジェリアの区別ではなく、主都ラゴス (Lagos) を中心とする「直轄植民地 (crown

colony)」とそれ以外の「保護領 (protectorate)」を法制度上明確に区別し、前者に関しては「特許状 (letters patent)」, 後者に関しては「枢密院勅令 (order in council)」(以下、勅令と略す) をおもに発することで統治の基本的事項を別個に定めていたことにあった (Nwabueze 1982, 34)。後述するとおり、こうした植民地と保護領のあいだの区別はその後次第に失われ、イギリス本国がナイジェリアに関して発する主要な法令は勅令というかたちにおおむね一本化されていく。しかし、少なくとも合邦当初は、植民地と保護領の両方をカバーする、「憲法」という名称の単一の法令(勅令)を発するという発想自体がまだなかったようである。その代わりに1914年のナイジェリア成立当初にあったのは、総督の諮問機関であるナイジェリア評議会 (Nigerian Council) について定めた「1912年ナイジェリア評議会勅令 (the Nigerian Council Order in Council, 1912)」, 保護領統治を規定する「1913年ナイジェリア保護領勅令 (the Nigeria Protectorate Order in Council, 1913)」, そしてナイジェリア総督に委ねられる権限などを定めた「1913年特許状 (the Letters Patent, 1913)」という、植民地統治に関する3つの基本法令であった (Nigeria. Constitutional Conference (1994-1995) 1995, 43)。

その後ナイジェリアでは、1960年の独立までの植民地期に①1922年, ②1946年, ③1951年, ④1954年, ⑤1960年の5回, 独立以降に⑥1963年, ⑦1979年, ⑧1989年, ⑨1999年の4回, 計9回にわたって憲法が制定あるいは施行されてきた(表1-1)<sup>3)</sup>。つまりナイジェリアは、これまでに9回の憲法代替を経験してきたことになる。

本節では以下、植民地期初の憲法代替がみられた1922年から独立(1960年)を経て共和制が導入される1963年までの時期——この時期の考察対象となるのは、①1922年から⑥1963年までの6回の憲法代替——と、ナイジェリア初の軍事クーデタが発生した1966年から現在の第4共和制(後述)が始まる1999年までの時期——この時期の考察対象は、⑦1979年から⑨1999年までの3回の憲法代替——という2つの時期に分けて、それぞれの憲法代替の史的展開を概観しておこう。

3) 制定されたものの最終的に施行されなかった1995年憲法(後述)は除外する。

表1-1 ナイジェリア憲法代替関連年表

時期	主要な政治的出来事	憲法代替に関する主要な出来事	国家元首	政体
合邦前		1912年ナイジェリア評議会勅令 1913年ナイジェリア保護領勅令 1913年特許状		
1914.1 1922 1946.8 1950.1 1951.6 1953.7 1954.1 1954.10 1957.5 1958.9	南北合邦によって「ナイジェリア植民地および保護領」が成立	①クリフォード憲法施行 ②リチャーズ憲法制定（1947に施行） 憲法会議（イバダン） ③マクファーソン憲法施行 憲法会議（ロンドン）（1953.8まで） 憲法会議（ラゴス） ④リトルトン憲法施行 憲法会議（ロンドン）（1957.6まで） 憲法会議（ロンドン）（1958.10まで）	イギリス国王	植民地統治
1960.10 1963.7 1963.8	「ナイジェリア連邦」として独立 4地域制導入	⑤独立憲法施行 憲法検討会議	イギリス国王	第1共和制
1963.10	共和制へと移行し、国名を「ナイジェリア連邦共和国」と改める	⑥共和制憲法施行	アジキウェ	
1966.1 1966.5 1966.7	軍事クーデタ、イロンシ軍事政権発足 軍事クーデタ	1966年布告第1号公布 1966年布告第34号公布	イロンシ	第1次軍政
1966.8 1967.5 1967.7 1975.7	ゴウォン軍事政権発足 12州制導入 ビアフラ戦争（1970.1まで） 軍事クーデタ	1966年布告第59号公布 1967年布告第14号公布	ゴウォン	
1975.8 1975.10	ムハマッド軍事政権発足	憲法起草委員会発足	ムハマッド	
1976.2 1977.10 1978.9	ムハマッド暗殺、オバサンジョ軍事政権発足	制憲会議（1978.6まで） 1978年布告第25号公布	オバサンジョ	
1979.10 1983.10 1983.12	民政移管、シャガリ文民政権発足 第2次シャガリ政権発足 軍事クーデタ	⑦1979年憲法施行	シャガリ	
1984.1 1985.8 1986.1	ブハリ軍事政権発足 軍事クーデタ、ババンギダ軍事政権発足	1984年布告第1号公布 政治局発足	ブハリ ババンギダ	

1987.9 1988.4 1989.4		憲法検討委員会発足 制憲会議（1989.4まで） ⑧ 1989年憲法制定（1992.10から段階的に施行）		第2次軍政（第3共和制期を含む）
1990.2 1993.6	（隣国ベナンで国民会議開催） アビオラが大統領に当選したが、選挙結果が無効とされる			
1993.8	ショネカン文民政権発足（第3共和制）		ショネカン	
1993.11 1994.5 1994.6 1995	ショネカン辞任、アバチャ軍事政権発足 ヨルバ5州覚書提出 全国民主連合（NADECO）設立	国家憲法会議（1995.6まで） 1995年憲法制定（最終的には施行されず）	アバチャ	
1998.6 1998.11 1998.12	アバチャ死去、アバカール軍事政権発足 ナイジェリア・ナショナリティ会議開催	憲法討議調整委員会発足	アバカール	
1999.5 1999.10 2003.10 2005.2	民政移管、オバサンジョ政権発足 第2次オバサンジョ政権発足	⑨ 1999年憲法施行 1999年憲法検討大統領専門委員会発足 国民政治改革会議（NPRC）（2005.7まで） 人民の国民会議（PNC）（2006.8まで）	オバサンジョ	第4共和制
2007.5	ヤラドゥア政権発足	「人民の憲法草案」が政府に提出される	ヤラドゥア	
2010.5 2011.4 2014.3	ヤラドゥア死去、ジョナサンが大統領就任 ジョナサン政権発足	国民会議（Confab）（2014.8まで）	ジョナサン	
2015.5	ブハリ文民政権発足		ブハリ	
2017.8 2019.5 2023.5	第2次ブハリ政権発足 ティヌブ政権発足	エル＝ルファイ委員会（2018.1まで）	ティヌブ	

（注）太字は、代替のために新たに制定された憲法典を示す。  
（出所）落合（2005）、室井（2015、42）などをもとに筆者作成。

## 1-2. 「植民地支配者の憲法」——1922～63年——

ナイジェリアで憲法が比較的頻繁に替えられてきたのには、時代別に異なる理由がある。まず、植民地時代の5回の憲法代替は、植民地解放を謳うナショナリスト側から民主化を要求されたり、ナイジェリアの分裂危機に直面したりしたナイジェリア植民地政府側が、植民地国家統治のあり方を改革する必要性に迫られて生じたものであった (Kirk-Greene 1997)。

南北ナイジェリア合邦から6年後の1920年、英領ゴールドコースト (現ガーナ) の主都アクラ (Accra) において、英領西アフリカ民族会議 (National Congress of British West Africa: NCBWA) という、4つの英領西アフリカ植民地 (ナイジェリア、ゴールドコースト、シエラレオネ、ガンビア) を糾合するナショナリスト組織が創設された。そして、NCBWAは、イギリス本国政府に対して、各植民地の立法機関である立法評議会 (Legislative Council) の構成員の少なくとも半数をアフリカ人民選議員とすることなどを要請した。そして、こうしたナショナリストからの要請もあって1922年にナイジェリアを対象に制定されたのが、当時の総督ヒュー・クリフォード (Hugh Clifford) の名前に因んで「クリフォード憲法 (the Clifford Constitution)」と通称されるようになった「憲法」である。とはいえ、クリフォード憲法もまた単一の法令ではなく、それは、「1922年ナイジェリア植民地特許状 (the Nigeria Colony Letters Patent, 1922)」「1922年ナイジェリア保護領勅令 (the Nigeria Protectorate Order in Council, 1922)」「1922年ナイジェリア (立法評議会) 勅令 (the Nigeria (Legislative Council) Order in Council, 1922)」という主要諸法令の総称であった。クリフォード憲法では、それまでラゴス直轄植民地のみ限定されていた立法評議会の立法権限が南部ナイジェリア保護領にまで拡大されるとともに、ラゴスから3名、南東部の町カラバー (Calabar) から1名の計4名のアフリカ人民選議員枠が同評議会にはじめて設けられた (Elias 1967, 26; Olusanya 1980, 521-524; Udoma 2011, 74)。

さらに、第二次世界大戦後の1946年になると、ナイジェリア総督のアーサー・リチャーズ (Arthur Richards) の主導のもと、「1946年ナイジェリア (立法評議会) 勅令 (the Nigeria (Legislative Council) Order in Council, 1946)」を含む複数の基本法令が制定され、翌47年から施行された。それらを総称して「リチャーズ

憲法 (the Richards Constitution)」と呼ぶ。このリチャーズ憲法は、まずナイジェリアを北部・西部・東部という3つの地域 (region) に分け、各地域に立法権のない議会 (Regional Council) を設置することを定めた。そして、伝統的指導者などをそうした各地域議会に参加させ、さらに地域議会の代表者を中央の立法評議会に参加させることで、地方と中央の政治的結びつきを強化しようと図った。つまり、リチャーズ憲法は、それまで合邦されながらも実質的には30年以上にもわたって別個に統治されていた南北ナイジェリアを、より均質的な統治機構をもつ3地域に再編し、地方の伝統的指導者などを中央の政治と連繫することで、ナイジェリアを名実ともに単一の植民地体へと変革しようとするものであった (Elias 1967, 35-37; 落合 2005, 72)。

ところが、リチャーズ憲法が非民主的であるとしてナショナリスト側から強い批判を浴びたこともあって、ナイジェリア植民地政府は、改憲に関する植民地の人々の意見や要望を広く募った上で1950年に大規模な憲法会議を南西部の町イバダン (Ibadan) で開催し、1951年にはジョン・マクファーソン (John Macpherson) 総督の主導のもとで新憲法を制定した。これを「マクファーソン憲法 (the Macpherson Constitution)」と呼ぶ。その正式な法令名は「1951年ナイジェリア (憲法) 勅令 (the Nigeria (Constitution) Order in Council, 1951)」であり、マクファーソン憲法はナイジェリア初の単一法令として制定された憲法典であった。マクファーソン憲法は、それまでの立法評議会を廃止して代わりに中央議会 (House of Representatives) を開設するとともに、リチャーズ憲法が導入した3地域制を継承しながらも、従前には認められていなかった立法権限を地域議会にも限定的に付与した。その意味で同憲法は、必ずしもナイジェリアに本格的な連邦制を導入しようとするものではなかったが、その後成立する連邦制に一步近づく内容のものであったといえる (Elias 1967, 38-41; 落合 2005, 72-73)。

しかし、マクファーソン憲法の終焉もすぐに到来する。1953年、ナイジェリアの自治権獲得を1956年に達成することを目指すという趣旨の動議が中央議会に提出されると、同動議をめぐる議会審議が紛糾し、この事件を契機として、自治権獲得に積極的な南部 (つまり西部地域および東部地域) とそれに慎重な北部の対立が一挙に顕在化した。そして、北部で暴動が発生し、多数の死傷者を出す

事態となった。こうしたなかイギリス本国政府は、深刻な地域対立を抱えるナイジェリアへの本格的な連邦制の導入を検討しはじめる。そして、1953年7月から8月にかけて植民地相オリバー・リトルトン (Oliver Lyttleton) の主宰のもとロンドンで憲法会議を開催し<sup>4)</sup>、さらに1954年にもラゴスで会議を開催した上で、同年10月、新しいナイジェリア憲法を施行した。「1954年ナイジェリア (憲法) 勅令 (the Nigeria (Constitution) Order in Council, 1954)」として制定されたこの憲法典のことを、当時の植民地相に因んで「リトルトン憲法 (the Lyttleton Constitution)」と呼ぶ。そして、このリトルトン憲法によってナイジェリアは、北部・西部・東部という3地域、イギリスの国連信託統治領であった南部カメルーン (のちに現カメルーン共和国へと併合)、そして連邦首都ラゴスから成る連邦へと初めて正式に再編されるとともに、各地域には独自の総督、首相、行政府、立法府などがおかれ、広範な立法権限が付与された。今日まで続くことになるナイジェリアの連邦制は、こうして成立した (Olusanya 1980, 535-539; 落合 2005, 73)。

その後、1957年に西部地域と東部地域が、次いで1959年に北部地域がイギリスからの内部自治権をそれぞれ獲得する。そして、ナイジェリアは1960年10月、「ナイジェリア連邦 (the Federation of Nigeria)」という、イギリス国王を元首とする君主制の連邦国家として独立を達成した。イギリス国王の名代である大総督にはナムディ・アジキウェ (Nnamdi Azikiwe)、連邦政府首相にはアブバカル・タファワ・バレワ (Abubakar Tafawa Balewa) がそれぞれ就任した。そして、独立に際してイギリス本国が、1957年と1958年の2度の憲法会議を経て定めたのが「1960年ナイジェリア (憲法) 勅令 (the Nigeria (Constitution) Order in Council, 1960)」である。同勅令の附則のなかに、「独立憲法 (the Independence Constitution)」と通称される憲法典が収められていた。独立憲法は、リトルトン憲法に若干の修正を加えたものであり、連邦を構成する北部・西部・東部の各地域には引き続き広範な立法権が付与された。また、独立憲法とは別に3つの地域憲法も制定され、それらはやはり1960年勅令の附則のなかに収録さ

---

4) 1953年にロンドンで開催されたナイジェリア憲法会議の詳細については、Colonial Office (1953) を参照されたい。

れた。このように独立当時のナイジェリアには、ひとつの連邦憲法と3つの地域憲法の計4つの憲法典があったことになる (Nwabueze 1982, 89)。

1960年におもに3地域から成る君主制連邦国家として独立を達成したナイジェリアでは、1963年8月、西部地域から中西部地域が分離されて4地域制が導入され、さらに同年10月、君主制から共和制への移行が行われて、国名が現在の「ナイジェリア連邦共和国 (the Federal Republic of Nigeria)」へと改められた。そして、この共和制移行に伴って制定されたのが「1963年ナイジェリア連邦共和国憲法条文制定法 (the Act to Make Provision for the Constitution of the Federal Republic of Nigeria, 1963)」であり、それを一般に「共和制憲法 (the Republican Constitution)」と呼ぶ。

それまでの独立憲法を含む植民地期の憲法はすべて、イギリス本国の勅令などによって定められていた。これに対して1963年共和制憲法は、ナイジェリアの当時の連邦議会 (Federal Parliament) による「連邦制定法 (act)」のかたちで定められた。また、共和制移行に伴って地域憲法も地域議会などの審議を経て刷新された。このように1963年に制定・施行された共和制憲法と4つの地域憲法は、それまでのようにイギリス本国 (国王) から授与された法典ではなく、ナイジェリアの人々が自らの代議員を通じてはじめて定めた「人民の憲法」であったといえる。そしてそのことは、とくに共和制憲法の前文のなかに、「われらナイジェリアの人民 (We the people of Nigeria)」という、従前の植民地期の諸憲法には一切みられなかった文言がはじめて盛り込まれた事実からも容易に看取することができよう。

しかし、仮に共和制憲法が「われらナイジェリアの人民」による憲法であったとすれば、それはあくまでも形式的な意味でのことにすぎなかった。たしかに共和制憲法は、ナイジェリアの連邦議会によってはじめて制定された憲法典であり、内容面においても、たとえば共和制移行に伴って国家元首がイギリス国王から大統領へと変更されたりはしている。しかし、共和制憲法は、そうしたいくつかの制度的な変更点を除けば、実質的には勅令によって定められた独立憲法の単なる「焼き直し」にすぎなかった。ナイジェリアの著名な憲法学者であるベン・ンワブエゼが「1963年共和制憲法はオートクソナス (autochthonous) ではなかった」 (Nwabueze 1982, 90) と明言しているのは、まさにそのためである。要するに、

共和制憲法は、独立後にナイジェリアの議会によって制定こそされたものの、独立までの植民地期の憲法との法源的な連続性が強く、そこには「人民の憲法」としてよりもむしろ「植民地支配者の憲法（植民地支配者から付与された憲法）」としての性格が依然として強かったのである（Ogowewo 2000, 138-139）。

### 1-3. 「軍人の憲法」——1966～99年——

ナイジェリアの独立後の憲法がイギリスによる植民地遺制を超えて、ンワブエゼの表現を借りるならば「オートクソナス」な展開をみせるようになるのは、同国初の軍事クーデタが発生した1966年以降のことである。ナイジェリアでは1966年1月15日、軍事クーデタが発生して第1共和制<sup>5)</sup>が崩壊した。そしてそれ以降、現在の第4共和制が始まる1999年5月までのあいだに、第2共和制(1979年10月～1981年12月)と第3共和制(1993年8月～11月)の時期を挟みながら、約29年間にわたって軍部支配が続いた。そうした長期にわたる軍事政権時代は、大きく1966年1月から1979年9月までの第1次軍政(13年8カ月)と1984年1月から1999年5月までの第2次軍政(第3共和制期を除けば15年2カ月)に分けることができる。そして、この長期にわたる軍部支配こそが、その後のナイジェリアの憲法代替に大きな影響を及ぼすことになった。

長期軍部支配がナイジェリアの憲法代替にもたらした影響としては、少なくとも次の3点を指摘できよう。第1に、植民地期の憲法がイギリス国王の勅令によっておもに定められた「植民地支配者の憲法」であったとすれば、1966年以降のナイジェリアの憲法典は、現行憲法を含めてそのすべてが「布告(decree)」という軍事政権制定法の形で公布される「軍人の憲法(軍事政権によって付与された憲法)」となった。

第2に、第1の点とも関連するが、植民地期の憲法代替がナショナリストからの民主化要求やナイジェリアとしての一体性維持などのために実施されたもので

---

5) ナイジェリアは、1960年10月にナイジェリア連邦として独立を達成し、1963年10月に共和制に移行した。このため、厳密に言えば、ナイジェリアの第1共和制とは共和制移行からその終焉までの時期(1963年10月～1966年1月)を指すが、一般的には、共和制移行前の3年間をも含めた、独立から最初の共和制崩壊までの時期(1960年10月～1966年1月)を第1共和制と呼ぶ(Osaghae 1998, 31)。

あったのに対して、1966年以降の憲法代替は、歴代軍事政権による民政移管プログラムの一環として展開されるようになった。

そして第3に、軍事政権下で制定された憲法典はそのいずれもが、連邦制憲法としての体裁こそ維持しながらも、中央集権的な傾向の極めて強いものとなった。

これら3点に留意しつつ、以下、軍政下での憲法代替の展開をごく簡潔にみておこう。

1966年1月のクーデタを契機に全権を掌握したジョンソン・トーマス・アグイ＝イロンシ (Johnson Thomas Umunankwe Aguiyi-Ironsi) 将軍は、クーデタ直後に共和制憲法と地域憲法の条文を部分的に停止あるいは修正した (1966年布告第1号)。そしてその上で憲法全体の見直しに着手したが、その検討結果が出る前の1966年5月、連邦制を廃止して単一国家制を導入する布告を発する (1966年布告第34号)。しかし、それが国内から強い反発を招くことになり、結局、同年7月に発生した第2次クーデタによってイロンシ軍事政権は打倒されてしまう。

その後に権力を掌握したヤクブ・ゴウォン (Yakubu Gowon) 陸軍中佐は、まず形式的に連邦制を復活させたものの (1966年布告第59号)、その一方で1967年5月、それまでの4地域制を廃止して州 (state) を単位とする12州制を導入した (1967年布告第14号)。この改革のおもな目的は、当時分離独立の動きをみせていた東部地域を複数の州に分割することで、同地域の主要民族イボ人 (Igbo) と他の少数民族の分断を図るところにあったが、それはまた、ナイジェリアの連邦制を、広範な権限が認められた「地域」という構成単位から成る分権型のものから、細分化によって弱小化した「州」という構成単位から成る中央集権型のものへと大きく変質させる重要な契機となった。このため、ゴウォンによる1967年の12州制導入は、ナイジェリアにおける「憲政クーデタ (constitutional coup)」とも呼ばれた (Suberu 2001, 87)。これに対して、イボ人の東部地域軍政知事チュクウェメカ・オドゥメグウ・オジュク (Chukwuemeka Odumegwu Ojukwu) は12州制導入に強く反発してその発表の3日後に「ビアフラ共和国 (the Republic of Biafra)」の樹立を宣言し、ナイジェリアは以後30カ月間にわたってビアフラ戦争という内戦状態を経験することになる<sup>6)</sup>。

---

6) ビアフラ戦争の詳細については、室井 (2003) を参照されたい。

ビアフラ戦争終結後の1975年7月に無血クーデタで実権を掌握したムルタラムハマッド (Murtala Muhammed) 陸軍准将は、同年10月、独自の民政移管プログラムを発表するとともに「憲法起草委員会 (the Constitution Drafting Committee)」を発足させたが、1976年2月に凶弾に倒れる。しかしその後、民政移管プログラムはオルシェグン・オバサンジョ (Olusegun Obasanjo) 陸軍准将によって引き継がれ、1977年10月から1978年6月までのあいだ、憲法起草委員会が策定した憲法草案を審議するために「制憲会議 (the Constituent Assembly)」が開催された (Udoma 2011, 376-407; Williams 1988)。そして、1979年10月に民政移管が実現し、シェフ・シャガリ (Shehu Usman Aliyu Shagari) が大統領に就任した。この民政移管のために1978年に制定され、1979年に施行されたのが、「1978年ナイジェリア連邦共和国憲法(制定) 布告 (the Constitution of the Federal Republic of Nigeria (Enactment) Decree, 1978)」である。それを施行年に因んで「1979年憲法 (the 1979 Constitution)」と呼ぶ。1979年憲法では、共和制憲法で採用されていたイギリス型の議院内閣制に代わって、大統領を直接選挙で選ぶアメリカ型の大統領制がはじめて導入された (第122~129条)。また、インドやバングラデシュといった南アジア諸国などの憲法をモデルとして、国家などに義務を課す「国家政策の基本目標と指導原則 (Fundamental Objectives and Directive Principles of State Policy)」という新たな章が追加されている (第13~22条)<sup>7)</sup>。

シャガリ文民政権の成立とともに始まった第2共和制は、しかし、長くは続かなかった。1983年12月末、ブハリ陸軍少将がクーデタを起こしてシャガリ文民政権を打倒し、翌年1月には全権を掌握する。こうしてナイジェリアは、再び長い軍事政権時代 (第2次軍政期) を迎えることになった。ブハリは、人権抑圧の傾向を強める一方、石油ブーム後に到来した深刻な経済危機に対して十分に対応することができなかつたために軍内部などからの反発を招き、成立からわずか1年8カ月後の1985年8月にはクーデタによって打倒される。

その後に権力を掌握したイブラヒム・ババンギダ (Ibrahim Badamasi Babangida)

---

7) インド憲法とバングラデシュ憲法における「国家政策の指導原則」の詳細については、孝忠 (1993) と浅野 (2017) をそれぞれ参照されたい。

陸軍少将は1986年1月、有識者などからなる「政治局 (the Political Bureau)」を発足させて憲法見直しを含むさまざまな政治問題を検討させ (Oyediran 1997)、1987年7月には独自の民政移管プログラムを正式に公表している。そして、1987年9月には、1979年憲法や政治局報告書などの内容をベースにしながら新たな憲法草案を策定するために「憲法検討委員会 (the Constitution Review Committee)」を発足させ、1988年4月から1989年4月まで開催された制憲会議において同委員会作成の憲法草案を審議させた (Akindele 1997)。こうして1989年5月に公布されたのが「1989年ナイジェリア連邦共和国憲法 (公布) 布告 (the Constitution of Federal Republic of Nigeria (Promulgation) Decree, 1989)」である。これを「1989年憲法 (the 1989 Constitution)」という。同憲法は、ナイジェリア憲法としてはじめて二大政党制の導入を明記したが、それ以外はおおむね1979年憲法を踏襲する内容のものであった (Bah 2005, 118-119)。しかし、ババンギダ政権が主導した民政移管プログラムは、再三にわたるスケジュールの遅滞と変更ののち、1993年6月12日実施の大統領選挙をめぐる混乱によって破綻してしまう。そして、ババンギダは1993年8月、文民のアーネスト・ショネカン (Ernest Shonekan) を暫定国民政府首班に指名して政権の座を退いた (落合 2005, 75)。

こうして発足した暫定国民政府は、文民がその首班を務めたために一応は文民政権の範疇に分類され、その政体も第3共和制と呼ばれた。とはいえ、それはあくまでも形式的な意味においてであって、暫定国民政府は実際には軍部の強い影響下におかれ、文民政権としての自立性や正当性を有してはいなかった。そして、同政府は、1993年11月にショネカンが軍部の圧力で政府首班を辞任させられ、わずか3カ月程で瓦解してしまう (落合 2005, 75)。

暫定国民政府を廃止して権力を掌握したサニ・アバチャ (Sani Abacha) 将軍は、国内外からの批判をかわすために早い段階から民政移管実現の意向を表明した。そして、1994年6月には「国家憲法会議 (the National Constitutional Conference)」を発足させ、憲法草案の検討をさせた (Agbaje 1999)。こうして1995年になって新たな憲法布告が公布こそされたものの、1998年6月にアバチャが急死したことで、この「1995年憲法 (the 1995 Constitution)」は施行されないまま、いわば幻に終わってしまう。

その後1998年6月に国家元首に就任したアブドゥルサラーム・アブバカル（Abdulsalami Abubakar）将軍は、同年11月に「憲法討議調整委員会（the Constitution Debate Co-ordinating Committee）」を発足させ、1989年憲法ではなく1979年憲法をベースにして新たな憲法草案を策定させた。そして、1999年5月に民政移管を実現し、かつての軍事政権首班であったオバサンジョが今度は文民として大統領に就任した。こうして約15年間続いた第2次軍政期は終わりを告げ、ナイジェリアは第4共和制という新しい文民政権時代を迎えることとなった。そして、その成立とともに施行されたのが現行の1999年憲法であった（落合 2005, 76）。

本節では以上、これまでのナイジェリアにおける9回の憲法代替を、共和制憲法を含む6つの「植民地支配者の憲法」と現行憲法を含む3つの「軍人の憲法」に大別して史的に概観してきた。続く次節では、現行の1999年憲法の全面的代替を唱える論者の主張を整理・考察してみたい。

## 2 1999年憲法は、なぜ替えられるべきなのか

本章の冒頭で指摘したとおり、1999年憲法はその修正手続きを第9条で定めており、1999年の施行から2023年（本章執筆時）までのあいだに同規定に従ってすでに5回の憲法改正が行われている。にもかかわらず、現行憲法をめぐるのは、その全面的な廃止と、それに代わるまったく新たな憲法の制定あるいはかつてあった憲法の復活を求める声が今日なお広く聞かれる。ナイジェリアではなぜ、1999年憲法の部分的な改正が行われる一方で、その全面的な代替を要求する声がいまなお根強いのか。本節では以下、そうした1999年憲法の全面的な代替を求める論者の主張を、①手続的な側面（正当性の欠如、軍部の欺瞞）と②実質的な側面（連邦制の変質）の2つの側面に大別して検討する。

### 2-1. 手続的な側面

#### (1) 正当性の欠如——「人民の憲法」ではない——

1999年憲法代替論者がその主張の根拠として最も頻繁に指摘してきたのが、

「正当性の欠如」であろう。同憲法は前文のなかで、「われらナイジェリア連邦共和国の人民は、固く厳粛に決議しつつ、……ここに以下の憲法を起草し、制定し、そして、われら自身に対して授与する」と述べている。しかし、前述のとおり1999年憲法は、アブバカル軍事政権下でごく短期間のうちに策定された布告であり、国民投票に付されたものでもなければ、国民の代表から成る制憲会議などで審議されたものでもなかった。つまり1999年憲法は、「われらナイジェリア連邦共和国の人民」の総意として策定された「人民の憲法」などではまったくなく、権力の座に長年にわたって非合法に居座り続けた軍事政権側が民政移管に際してナイジェリア国民に半ば一方的に押しつけた憲法にほかならなかったのである。このため、あたかもナイジェリア人民自身によって主体的に定められた憲法であるかのごとく（前文において）「粉飾」する1999年憲法のことを、たとえば、1979年憲法草案の策定を主導した憲法学者のロミティ・ウィリアムズ（Romiti Williams）は「自らに対して虚言する文書」と揶揄し、やはり法学者であるイトセ・サゲイ（Itse Sagay）は「詐欺」とまで呼んで強く非難している（Adesina 2020）。

しかし、第1節で概観したとおり、ナイジェリアが「人民の憲法」と評し得る法典をもったことは、1999年憲法を含めてかつて一度もなかった。これまでに施行された9つの憲法典のうち、植民地期に制定された5つの憲法典と独立直後の共和制憲法は、そのいずれもがイギリス国王によるおもに勅令によってか、その法的伝統の延長線上に定められたものであった。他方、1966年クーデタ以降の3つの憲法典は、軍事政権による布告として定められた。たしかに、そうした軍政下の憲法制定プロセスでは、有識者などから成る数十人規模の憲法起草委員会や各地域・分野の代表などから成る数百人規模の制憲会議が開催された。しかし、軍事政権は、起草委員会や制憲会議が策定した憲法草案をそのままのかたちで受け入れるのではなく、最終決定権者としてしばしばそれに恣意的な変更を加えた。また、ナイジェリアの軍政下では、憲法制定にあたって国民投票が実施されたことも一切なかった。そうした意味で、軍事政権のもとで制定された3つの憲法典もまた、国民の参加プロセスが限定的に認められていたとはいえ、やはり「人民の憲法」ではなかったといえる。

要するにナイジェリアは、イギリス国王による勅令というかたちで植民地期に

制定された「植民地支配者の憲法」——植民地遺制としての独立後の共和制憲法を含む、①クリフォード憲法から⑥共和制憲法までの6つの憲法——と、軍事政権による布告という形で独立後の軍政期に制定された「軍人の憲法」——⑦1979年憲法、⑧1989年憲法、⑨1999年憲法の3つの憲法——しか経験したことがないのである。したがって、現行憲法の前文で述べられているような、「われらナイジェリア連邦共和国の人民」の総意としての憲法を真に獲得するためには、「人民の憲法」としての正当性を欠く1999年憲法を部分的に修正するのではなく、それを全面的に廃止し、かわって新たな憲法を制定しなければならない。これが、1999年憲法代替論者の多くが共通して唱えるところの、同憲法の正当性の欠如をめぐる主張の要諦である (Ihonvbere 2000)。

## (2) 軍部の欺瞞——免責のための制定にすぎない——

これに対して、正当性の欠如とは明らかに一線を画した、しかし手続き的な側面を重視する視点から1999年憲法の無効を論じたのが、ロンドン大学キングス・カレッジ・ロンドンのトゥンデ・オゴウェウォである。オゴウェウォは現行憲法施行直後、「なぜ、1999年憲法の司法的取り消しがナイジェリアのデモクラシー存続にとって不可欠なのか」(Ogowewo 2000) という論考を発表し、そのなかで、1999年憲法はナイジェリアの裁判所によって司法的に取り消されるべきであるという独自の主張を展開した。

オゴウェウォによれば、ナイジェリアの裁判所による現行憲法の取り消しが必要なのは、同憲法が軍事政権によって制定されたがゆえに「人民の憲法」としての正当性を欠くからではない。そうではなく、軍事政権による国民への重大な「欺瞞 (deceit)」(Ogowewo 2000, 135) が1999年憲法の制定のなかには隠されているからだという。

そもそもオゴウェウォは、「軍人の憲法」であれば、たとえそれがどのような制定プロセスや内容のものであっても常に「人民の憲法」としての正当性を欠く、というような短絡的な考え方には与しない。そのことは、彼が1999年憲法と同様に軍事政権下で制定された1979年憲法のことを、「ナイジェリア初の（そして唯一の）人民の法たる憲法」(Ogowewo 2000, 140) と表現して高く評価しているところに端的に示されている。このようにオゴウェウォが1979年憲法を評価す

るのは、同憲法がたしかに軍政下で制定されながらも、それまでの「植民地支配者の憲法」とは明らかに隔絶した、ナイジェリア人の努力と英知によって策定された同国初のオートクソナスな憲法典であったからである。また、1979年憲法は、軍政下とはいえ長期かつ広範で相当程度に民主的な検討プロセスを経て制定された、とオゴウェウォは主張する (Ogowewo 2000, 140-141)。そして、そうした優れた特徴のゆえに1979年憲法は、今日の1999年憲法のベースにもなったのである。

では、1979年憲法を「ナイジェリア初の（そして唯一の）人民の法たる憲法」として高く評価するオゴウェウォが、同憲法の内容をほぼ踏襲した現行の1999年憲法の無効を唱えるのはなぜか。それは、1999年憲法の内容自体に根本的な問題があったからではない。むしろ1999年憲法をめぐる最大の問題点は、同憲法が1979年憲法とほぼ同じ内容であったにもかかわらず、1979年憲法に代わって1999年憲法が新たに制定されてしまったこと——つまり、憲法が代替されてしまったこと——にこそあった。

オゴウェウォによれば、早期の民政移管実現を目指していたアブバカル軍事政権には、もし、同政権が1979年憲法の内容をおおむね支持するのであれば、同憲法を完全に廃止するのではなく、それを必要に応じて部分修正するという選択肢があったはずである。しかし実際には、アブバカル軍事政権は、民政移管にあたって1979年憲法を修正するのではなく完全に廃止し、代わって1999年憲法を新たに制定した。そうすることでアブバカル軍事政権は、軍部が第2次軍政期に犯した数々の憲法違反に対する責任追及から免れようとしたのではないかと、オゴウェウォはみる (Ogowewo 2000, 145-146)。

1979年憲法は、「本憲法は最高規範であり、その規定はナイジェリア連邦共和国のすべての機関と個人に対して拘束力をもつ」(第1条)と定めていた。したがって、当然のことながら軍部も1979年憲法の条文に拘束される。にもかかわらず軍部は、1983年12月軍事クーデタ以降、1979年憲法を恣意的かつ非合法に改廃するなどしてその最高規範性をまさに蹂躪したのである。そして、アブバカル軍事政権が、そうした第2次軍政期の歴代軍事政権による憲法違反から国民の眼をそらせ、その免責追求のために行ったのが、1979年憲法をいったん廃止して（それとほぼ同じ内容の）1999年憲法を制定するという憲法代替であった。

というのも、1979年憲法を廃止さえすれば、第2次軍政期の歴代軍事政権による憲法違反を同憲法に基づいて法的に問うことはもはやできなくなるからである。また、そうした軍部の憲法違反を新たに制定された1999年憲法に基づいて追及することもやはりできない。なぜならば、それらは1999年憲法施行以前の憲法違反行為にはかならないからである。こうした過去の憲法違反からの免責を図ろうとする軍部の巧妙なたくらみ、それこそが、オゴウェウォのいうところの、1999年憲法制定の背後に隠された「軍部の欺瞞」である（Ogowewo 2000）。

そして、もし、ナイジェリアの裁判所が1999年憲法を正当な憲法典として受け入れてしまうと、過去の憲法違反の免責を軍部に対して許すだけではなく、将来的な軍事クーデタ再発を誘引さえしかねない。というのも、軍部がクーデタによる権力掌握後にたとえどれほど多くの憲法違反を犯しても、民政移管にあたって憲法代替さえしておけばすべてが免責されるということになれば、将来的にクーデタを起こす際の軍部側のリスクが低減するからである。したがって、軍部による過去の憲法違反の免責を許さず、かつ将来的なクーデタ発生を未然に防ぐためにも——つまり、ナイジェリアのデモクラシーを護るためにも——、政府や議会ではなく司法府たる裁判所こそが、いまなお唯一正当な最高規範であるはずの1979年憲法に基づいて1999年憲法の無効を宣しなければならない、とオゴウェウォは唱えたのであった（Ogowewo 2000）。

## 2-2. 実質的な側面

### (1) 連邦制の変質——「真の連邦制」ではない——

正当性の欠如や軍部の欺瞞を理由に1999年憲法の全面的代替を求める主張は、憲法制定のプロセスや経緯といった手続き的な側面を問題視したものであったといえる。これに対して、現行憲法の実質的な側面、つまり条文の内容を問題視して憲法代替を唱える論者もいる（Adesina 2020; Baje 2019; Ejime 2022; Odusote 2022; Onyekwere 2021）。とはいえ、もし条文自体になんらかの問題があるならば、憲法代替などせずに問題のある当該条文だけを所定の手続きに基づいて改正さえすればよいようにもみえる。しかし、現行憲法の条文が抱える問題点を指摘しつつ全面的な憲法代替を唱える論者のなかには、現在のナイジェリアという連邦制国家のあり方に疑問をもち、その抜本的あるいは大規模な変革を訴える者が

少なくない。このため、連邦制憲法としての1999年憲法の部分的な修正だけでは不十分とみなされ、その全面的な代替が謳われるのである。そして、そうした論者のなかに広く通底してみられる価値のひとつが、「真の連邦制 (true federalism)」という理念にほかならない (Adamolekun 2005; Farayibi 2017)。

前述のとおりナイジェリアは、植民地末期のリトルトン憲法施行 (1954年) 以来今日に至るまで、1966年の一時期を除いて連邦制を堅持してきた。このため、ナイジェリアの9つの憲法典のうち、リトルトン憲法以降の6つの憲法典——すなわち、④リトルトン憲法、⑤独立憲法、⑥共和制憲法、⑦1979年憲法、⑧1989年憲法、⑨1999年憲法——はすべて連邦制憲法であった。しかし、一口に連邦制憲法といっても、前半の3つの憲法——本章でいうところの「植民地支配者の憲法」にあたる④~⑥——が定めるところの連邦制と、現行憲法を含む後半の3つの憲法——「軍人の憲法」にあたる⑦~⑨——のそれとでは、連邦制の実体が大きく異なってきたのである。

独立憲法や共和制憲法によって規定されていたナイジェリアの当初の連邦制は、地域の権限が連邦 (中央) に対して相対的に強い地方分権志向のものであった。今日「真の連邦制」の実現や復活を強調する論者がひとつの理想型とするのが、この独立直後の第1共和制期の連邦制である。しかしナイジェリアの連邦制はその後、強権的な長期軍部支配のもとで連邦の地位や影響力が著しく強化された結果、極めて中央集権志向のものへと変質した。そうした今日のナイジェリアの中央集権的な連邦制は、これまでにも「単一制的連邦制 (unitary federalism)」 (Ihonvbere 2000, 361-362) や「まがい物の連邦制 (bastardized federalism)」 (Adamolekun 2005, 387) などと揶揄されてきた。

そして、そうした軍事政権下で生じた連邦制の変質——つまり連邦制の過度な中央集権化、あるいはより批判的な言い方をすれば、連邦制自体の形骸化——の「爪痕」は、現行憲法の至るところに見出すことができる。たとえば、かつての独立憲法や共和制憲法では、ナイジェリアは3~4つの地域と連邦首都から成る連邦制国家と規定されていた (独立憲法第2条、共和制憲法第3条)。しかし、現行の1999年憲法では、その構成単位は36州と連邦首都領域とされる (第2条)。つまり、独立当初のナイジェリアは、「地域」と呼ばれる少数で大規模な下位行政単位からおもに構成され、そこでは連邦に対する地域の地位が相対的に高く、

その権限や財政規模も比較的が大きかった。ところが、のちに成立した軍事政権によって下位行政単位は「州」へと改組され、その細分化が図られた。具体的には、軍事政権によって1967年に12州制が採用されて以降、1976年に19州制、1987年に21州制、1991年に30州制、そして1996年に現在の36州制がそれぞれ導入されている。そして、こうした軍事政権主導による連邦構成単位の細分化（すなわち弱小化）の結果、ナイジェリアの連邦制は、連邦が（弱小化された）州に対して、規模面においても、財政面においても、そして立法・行政権限面においても明らかに優越する中央集権志向のものへと変質してきたのである。

しかし、こうした過度に中央集権的な「偽の連邦制」をかつてのような地方分権的な「真の連邦制」へと回帰させる改革を現行の国民議会に期待することはできない。というのも国民議会は、1999年憲法のもとで連邦に集中する権限や利権をまさに享受している側だからである。国民議会の議員たちが自ら享受する利益や特権を率先して放棄するとは考えにくい（Adamolekun 2005, 402-403）。とすれば、「真の連邦制」を実現するためには、1999年憲法が定める国民議会主導の部分的改憲ではなく、やはり憲法全体の代替が不可欠になる。これが、「真の連邦制」の実現を謳う1999年憲法代替論者の主張といえよう。

しかし、ここで問題となるのは、憲法の全面的代替という、1999年憲法には規定が一切ない、したがってなんら法的根拠のないマクロあるいはメガとも形容し得る憲法変動を起こすことが、クーデタや革命といった急激な政治変動のない平時（第4共和制期）において果たしてどれほど可能か、という点であろう（Suberu 2015, 566）。

結論からいえば、それはかなり難しい。前述のとおりナイジェリアは、これまで憲法代替を比較的頻繁に経験してきた。しかし、少なくとも独立後のナイジェリアに限っていえば、憲法は君主制から共和制への移行や軍政からの民政移管に伴って代替されてきたのであり、そうした政体変更を伴わないかたちでの憲法代替が生じたことは過去に一度もない。したがって、手続き的な側面にせよ実質的な側面にせよ、1999年憲法の瑕疵や難点を指摘してその廃止を唱えたところで、同憲法が現行の第4共和制下で全面的に代替される可能性は、かなり大きな政治変動でも生じない限り、極めて低いにちがいない。にもかかわらず、である。これまでナイジェリアでは、1999年憲法の代替を求める運動がかなり積極的に展

開されてきた。

次節では、1999年憲法の代替を唱える運動や潮流がこれまでどのように展開され、そして頓挫してきたのかを考察する。その際に注目したいのが、1990年代からナイジェリア社会で台頭するようになった「リストラクチュアリング」という言説である。

## 3

## 1999年憲法を替えようとする営みは、 いかに展開され頓挫してきたか

### 3-1. リストラクチュアリングとは

ナイジェリアでは、軍政下で過度に中央集権化された連邦制国家のあり方を再編しようとする思潮や運動のことを一般に「リストラクチュアリング (restructuring)」と呼ぶ (El-Rufai 2017; Jooji 2019; Nsiegbé and Lezie 2020; Nwosu 2016; Odeke and Onuoha 2023; Olafusi 2021; Pearse 2017; Premium Times 2023; Ugbede 2018; Kperogi 2022)。リストラクチュアリングは、分離独立、地方分権化、憲法の全面的見直し、グッドガバナンス、腐敗撲滅といった多様なテーマを包摂する広範な、ある意味でかなり曖昧模糊とした概念である (Farayibi 2017)。「10人のナイジェリアのリーダーがいれば、リストラクチュアリングについて10の考え方がある」(Abah et al. 2017) と評されるゆえんである。しかし、リストラクチュアリングを唱える論者の多くにとって、ナイジェリアという連邦制国家のあり方を大枠で規定する憲法、とくにその大幅な見直しが重要な関心事であることだけはほぼ間違いない。そして、第4共和制期における1999年憲法の代替を唱える運動は、このリストラクチュアリングという大きな社会的思潮のなかで、あるいはそれとほぼ一体化するかたちで展開されるようになった。

とはいえ、リストラクチュアリングの淵源は、第4共和制や1999年憲法よりも少し前の1990年代初頭にまで遡る。その重要な契機となったのは、1990年に隣国ベナンで生じたある政治的事件であった。マティウ・ケレク (Mathieu Kérékou) 大統領による独裁政権が続いていたベナンでは1990年2月、民主化要求の高まりを受けて、アフリカ諸国では初となる「主権国民会議 (Conférence

*Nationale Souveraine*)」(以下、国民会議と略す)が開催された。このベナンの国民会議は、主権を宣言して憲法を停止するとともに、民主化のための暫定的な立法府や行政府を創設してわずか10日間ほどで閉会した。しかしその後、ベナンでの成功を嚆矢として国民会議は、ガボン、コンゴ、トーゴ、マリ、ニジェール、ザイル(現コンゴ民主共和国)といったフランス語圏アフリカ諸国において半ばドミノ倒しの様に招集されていった(The National Conference 2014, 18-19; 岩田 2004, 139-141)。

こうしたフランス語圏アフリカ諸国でみられた国民会議、とくにそのベナンでの成功は、すでに独自の民政移管プログラムを展開していたナイジェリアのババンギダ軍事政権側にはほとんど影響を与えなかったが、同政権に抵抗する市民社会勢力側には大きなインパクトをもたらした。より具体的にいえばナイジェリアでは、軍部支配を批判して民主化を謳うエリートや諸組織が、ベナンでの国民会議の成功に刺激されるかたちで、軍事政権主導の民政移管プログラムへの対抗手段としてナイジェリア版の「主権国民会議 (Sovereign National Conference)」の開催を謳うようになったのである(Omitoogun and Onigu-Otite 1996, 3-9)。そしてこの頃から、市民社会勢力側のエリートや諸組織は、ナイジェリア版主権国民会議の開催によって同国の連邦制再編を一気に実現する、という青写真のようなものを描くようになり、リストラクチャリングの議論や気運が高まっていた。事実、早くも1990年には、ベナンの国民会議を模倣した会議の開催が民間人によって少なくとも2回にわたって試みられている。しかし、そうした初期の試みは、ババンギダ軍事政権の干渉や圧力によって実現しなかった(Omitoogun and Onigu-Otite 1996, 5)。

そうしたなかで起きたのが1993年6月の大統領選挙結果の無効という出来事である。この事件が、主権国民会議の開催によるリストラクチャリングの実現を謳う市民社会勢力側を一気に勢いづけることになった(Amuwo and Héroult 1998, 7)。

### 3-2. 混迷する2つのリストラクチャリング

ナイジェリアでは1993年6月12日、民政移管に向けた大統領選挙がババンギダ軍事政権下で実施された。同選挙では、ヨルバ人(Yoruba)の実業家・政治

家であるモシュード・アビオラ (Moshood Kashimawo Olawale Abiola) が大統領に当選したと思われたが、のちにその選挙結果が軍事政権によって無効にされてしまう。この1993年6月の事件を契機として、軍事政権に強く反発する南部の諸民族集団、とくにヨルバ人やイボ人の指導者らが主権国民会議の開催を強く要求するようになった (Omitoogun and Onigu-Otite 1996, 5)。具体的には1994年5月、ヨルバ人が多く居住する南西部5州の伝統的指導者らが覚書を政府に提出し、軍事政権側が開催を予定している国家憲法会議を、その決定が何人によっても修正や否定をされない主権国民会議として開催するように要求している (Committee for the Promotion of Yoruba Agenda 2015)。

また、同じ1994年5月、ババンギダ軍事政権による1993年6月大統領選挙結果の無効とその後成立したアバチャ軍事政権の強権的な政策に反発するヨルバ人長老政治家アンソニー・エナホロ (Anthony Enahoro) ら49名のエリートによって、「全国民主連合 (National Democratic Coalition: NADECO)」という民間団体が設立されている。そして、このNADECOもまた、民主化を求めるエリートやグループを糾合する連合組織として、主権国民会議の開催と同会議での新たな憲法草案の策定を唱えるようになった (The National Conference 2014, 19)。

さらに、1998年12月になると、多様な民族集団の代表者をナイジェリア各地から集めて「ナイジェリア・ナショナリティ会議 (Conference of Nationalities in Nigeria)」がラゴスで開催されている (Onwudiwe 1999)。アバカール軍事政権の民政移管プログラムに対抗する形で開催されたこの会議は、医師のベコ・ランソメクティ (Beko Ransome-Kuti) が代表を務める民間組織「デモクラシーのためのキャンペーン (Campaign for Democracy)」によって主催されたものであり、同会議でも、主権国民会議を近い将来に開催することの絶対的必要性が確認されている (Aluko 1999)。

このようにリストラクチャリングは、1993年6月の大統領選挙結果無効を契機に、おもに南部の市民社会勢力側による「下からのリストラクチャリング」として一挙に高揚し、主権国民会議の実現を目標に掲げつつ1990年代を通じて活発に展開された。そこではまだ、1999年憲法の代替はもちろん俎上に載ってはいなかった。しかし、「下からのリストラクチャリング」の潮流では、それ

が実現を目指す主権国民会議において、1999年憲法とは対照的な地方分権志向の連邦制憲法を策定することが明らかに想定されていた。

ところが、1999年5月に民政移管が実現して第4共和制がはじまると、今度は市民社会勢力側だけではなく連邦政府（文民政権）側がリストラクチャリングの議論に「参入」してくるようになる。ここではそれを「上からのリストラクチャリング」と呼ぶことにしよう。

第4共和制初の大統領に就任した人民民主党（Peoples Democratic Party: PDP）のオバサンジョは、1999年10月、「1999年憲法検討大統領専門委員会（Presidential Technical Committee on the Review of the 1999 Constitution）」を設置し、中央集権的な憲法の見直しに早々に着手したものの（Igbuzor 2005）、それまで市民社会勢力側が求めていた主権国民会議の開催に対しては当初否定的であった。しかし、オバサンジョ大統領は2004年12月、「国民対話（National Dialogue）」というまったく新しい国民参加型の会議を、連邦議会とは別に2005年に開催するとの意向を突如表明した。そして、オバサンジョ大統領が提案した「国民対話」はその後、正式名称を「国民政治改革会議（National Political Reform Conference: NPRC）」とすることが決められ、2005年2月から7月までのあいだ、連邦首都アブジャ（Abuja: 1991年にラゴスから遷都）において開催された。NPRCは、それまで市民社会勢力側が開催を求めてきた主権国民会議ではなかったが、それを相当程度意識した国民参加型の大規模な会議であった。同会議には、長老政治家、退役軍人、専門職団体代表者、各州代表者ら約400名が参加し、中央集権化されすぎた連邦制の再編や憲法の見直しといった多様なテーマが議論された（Owete 2014）。しかし、NPRCの報告書はその後オバサンジョ政権に提出され、また、2007年5月に大統領に就任したPDPのウマル・ヤラドゥア（Umaru Musa Yar'Adua）も同報告書を検討するための委員会を設置したが、結局のところ、NPRCの諸提案が政策として具現化されることはなかった（Premium Times 2023）。

他方、自分たちが唱える主権国民会議というアイデアが連邦政府によって「ハイジャック」(Ojo 2014, 92) されたと感じた市民社会勢力側は、オバサンジョ政権のNPRCに強く反発し、そのボイコットを呼びかけた。そして、オバサンジョ政権による「上からのリストラクチャリング」に対抗するために、独自の会議

開催に動き出す。具体的には、2005年2月から翌年にかけて、「親国民会議組織 (Pro-National Conference Organization: PRONACO)」という民間団体の主催で「人民の国民会議 (People's National Conference: PNC)」という会議のセッションが、NPRCと一時期並走するかたちで断続的に開催された (Adamolekun 2005, 403-404)。そして、このPNCの一連の審議を経て策定されたのが、「ナイジェリア連邦共和国のための、人民の国民会議提案憲法草案 (Draft of the People's National Conference Proposed Constitution for the Federal Republic of Nigeria)」(以下、「人民の憲法草案」と略す)である。この「人民の憲法草案」は1999年憲法の代替案として策定され、そこでは、各民族集団の自決権が認められたほか、現行の36州制に代わって民族集団をベースにした18地域制の導入が謳われている (Suberu 2015, 561-563)。しかし、同草案はその後、2007年5月にエナホロによってヤラドゥアPDP政権に提出されたものの事実上無視されてしまう。

2010年5月、ヤラドゥア大統領が任期途中で死去したことを受けて、副大統領であったグッドラック・ジョナサン (Goodluck Ebele Jonathan) が大統領職を継承した。そしてジョナサン大統領は、2013年10月の独立記念日演説のなかで、「国民会話 (National Conversation)」のための新たな場を設けることを約束する。こうして南北ナイジェリア合邦から100年目の節目の年にあたる2014年3月にアブジャで開催されたのが「国民会議 (National Conference: Confab)」である。Confabには、長老政治家、元官僚、ジャーナリスト、学者、各種団体代表者、各州の選出者など約500名が参加し、憲法改正を含む諸問題について議論した (The National Conference 2014; Pearse 2017)。しかし、Confab報告書は、2014年8月にジョナサン政権に提出されたものの、オバサンジョ政権のNPRCと同様、その後なんら具体的な成果を生み出さなかった (Jonathan 2018, 99)。

このようにPDP政権期 (1999~2015年) には、オバサンジョ政権によるNPRCとジョナサン政権によるConfabという、主権こそないものの主権国民会議を模した大規模な国民参加型会議が2回開催されたが、憲法代替を含むリストラクチャリングに関して目立った成果をもたらさなかった。

これに対して、2015年5月に文民として大統領に就任した全進歩会議 (All

Progressives Congress: APC) のブハリは、PDP政権期のような大規模な会議を開催するのではなく、政権与党APCのなかに2017年8月、「真の連邦制委員会 (Committee on True Federalism)」という委員会を設置し、連邦制再編に関する諸問題を検討させた (El-Rufai 2017)。カドゥナ州知事ナシール・エル＝ルファイ (Nasir Ahmad El-Rufai) が委員長を務めた同委員会は、2018年1月にAPCに報告書を提出し、そのなかで、憲法改正プロセスへの国民投票の導入や州刑務所の新設といった分権化志向の12項目の提案をしている (Shibayan 2018)。こうしたエル＝ルファイ委員会の諸提案は、提出後の当初数年間は連邦政府や国民議会からほとんど顧みられなかったが (Abdullahi 2022)、2023年の憲法改正ではその分権化提案の一部が採用されている。

その後2023年5月に誕生したティヌブAPC政権は、ブハリ政権と同様、「真の連邦制」や地方分権化の推進を政策方針として掲げてはいる。しかし、ティヌブ政権は、もはやPDP政権期のような大規模な国民参加型会議を開催しようとはせず、もっぱら軽微な部分的改憲によって連邦制再編を限定的に進めようとしているようにみえる。

このように連邦政府主導の「上からのリストラクチャリング」は、PDP政権期に一時的に高揚し、主権国民会議を模した大規模会議が2度にわたって開催されたものの、めばしい成果を生まなかった。その後2015年にPDPに批判的なAPC政権が成立したことを契機に、そうした「上からのリストラクチャリング」は、その勢いをやや失いつつある。他方、「下からのリストラクチャリング」を主導してきた市民社会勢力の一部は、今日なお主権国民会議の開催を訴えているが、そうした主張にはかつてのような精彩はもはや感じられない。

そして、このように2つのリストラクチャリングが混迷するなかで1999年憲法は、部分的修正を繰り返しながらも、四半世紀にもわたって廃止も代替もされずにきた。憲法典の寿命がかつて数年から長くても10年程度であったナイジェリアにおいて、1999年憲法は、すでに立派な「長寿憲法」であり、かつ、その「長寿記録」をいまま更新し続けている。1999年憲法がそれ以前の8つの憲法典のように替えられる日は、もはや到来しないのか。

## おわりに——憲法を替える——

本章では、「憲法を替える」というマクロな憲法変動に注目し、ナイジェリアにおける憲法代替を多面的に考察してきた。具体的には、まず第1節において、南北ナイジェリアが合邦した1914年から現行憲法が施行された1999年までの9回にわたる憲法代替を、「植民地支配者の憲法」と「軍人の憲法」に大別して史的に鳥瞰した。続く第2節では、現行の1999年憲法の代替を唱える論者の主張を、手続き的な側面（正当性の欠如、軍部の欺瞞）と実質的な側面（連邦制の変質）に整理して論じた。最後に第3節では、1999年憲法の代替を唱える動きを、リストラクチャリングという大きな枠組みで包摂的に捉え、「上からのリストラクチャリング」と「下からのリストラクチャリング」がそれぞれに混迷し頓挫してきたことを指摘した。

このように本章は、ナイジェリアの憲法代替というひとつのテーマに関する、しかし論じ方のかかなり異なる3つの考察から構成されていた。本章では、そうした3つの考察を一応時系列的に展開した。しかし、各考察間の相互連関づけは必ずしも十分ではなかったかもしれない。本章が多面的考察を自認するゆえんがそこにある。

ところで、憲法学者の佐藤幸治は、国際政治学者の高坂正堯を引用しつつ、英語のconstitutionには明治期に「憲法」という訳語があてられたが、その現代語訳としてはのちに司馬遼太郎が語った「国のかたち」の方がふさわしい、と指摘している。佐藤によれば、「憲法」というとまず憲法典が想起されてしまい、そこでは改憲論が法典の文言をどのように変更するかをめぐる狭隘な議論に終始しがちになる。その結果、constitutionが本来もっていた微妙な味わいや広がりが見失われ、あるべき国の姿をどのように描くかといった自らの姿・かたちを問う姿勢が弱まる。だからこそconstitutionを、単に憲法典を想起させる「憲法」ではなく「国のかたち」と訳出することが望ましい、というのである（佐藤 2003, 128-129）。

こうした佐藤の指摘を援用すれば、筆者が本章で描こうとしたのは、「国のかたち」(広義の憲法)の変遷を題材とした、ナイジェリアの「国づくり」(国民国家

建設)の物語であったといえる。たしかに本章の主要な考察対象は、佐藤のいうところの「憲法」(狭義の憲法)、具体的にはナイジェリアの9つの憲法典であった。しかし、本章のなかで筆者は、憲法典の文言修正のようなマイクロな憲法変動ではなく、あくまでも憲法代替というマクロな変動を多面的に考察することで、「憲法」(狭義の憲法)というよりもむしろ「国のかたち」(広義の憲法)に近い議論を展開しようと努めてきた。

ナイジェリアは、1914年の南北合邦によって成立し、1954年に植民地支配下で連邦制を導入し、独立後の1966年以降の長期軍部支配下で中央集権化され、そして1999年以降の第4共和制下で中央集権的な連邦制の再編を模索してきた。そうしたナイジェリアの、「憲法」というよりも「国のかたち」を論じつつ、連邦制国家としての「国づくり」について語ろうとした本章の試み、その成否はもはや読者の判断に委ねるほかない。

ただ、ここでは最後に、1999年憲法の代替可能性について再度言及しておきたい。すでに筆者は、今後なんらかの大きな政治変動がない限り、1999年憲法が代替される可能性は低い、と述べた。しかし、「国のかたち」は「国づくり」と相互に影響し合う関係にはあるが、両者はけっして同義ではない。したがって、たとえナイジェリアが第4共和制下で「国のかたち」を当面変更しない(できない)としても、そのことは、リストラクチャリングのような「国づくり」の動態が静止や沈静化することを必ずしも意味しない。1914年の南北合邦以来一世紀以上にもわたって続いてきたナイジェリアの「国づくり」の動態が、やがて「国のかたち」——ナイジェリアはいかなる連邦制国家であるべきか——を変えるときが来るにちがいない。そのことを、ナイジェリアにおいて「憲法を替える」ことを考察してきた本章は示唆しているようにみえる。

#### [参考文献]

##### 〈日本語文献〉

浅野宜之 2017.「バングラデシュ憲法における「国家政策の基本原則」規定」『ICD NEWS』(70): 5-16.

岩田拓夫 2004.『アフリカの民主化移行と市民社会論——国民会議研究を通して』国際書院.

岡山裕 2016.「憲法修正なき憲法の変化の政治的意義——ニューディール期アメリカ合衆国の「憲法革命」を題材に」駒村吾吾・待鳥聡史編『「憲法改正」の比較政治学』弘文堂,

114-140.

- 落合雄彦 2005.「ナイジェリアにおける「民族問題」と制度エンジニアリング——軍事政権期を中心にして」『アジア経済』46(11/12): 71-97.
- 2021.「植民地期の北部ナイジェリアにおけるシャリーアの適用——原住民裁判所制度の変遷を中心にして」佐藤章編『サハラ以南アフリカの国家と政治のなかのイスラーム——歴史と現在』日本貿易振興機構アジア経済研究所, 21-54.
- 考忠延夫 1993.「インド憲法における基本権の保障と国家政策の指導原則」『関西大学法学論集』43(1-2): 229-280.
- 國分典子 2016.「韓国における「広義」の憲法改正と憲法裁判所の機能」駒村圭吾・待鳥聡史編『「憲法改正」の比較政治学』弘文堂, 375-404.
- 駒村圭吾 2016.「憲法学にとっての「憲法改正」」駒村圭吾・待鳥聡史編『「憲法改正」の比較政治学』弘文堂, 19-38.
- 佐藤幸治 2003.『憲法とその“物語”性』有斐閣.
- 室井義雄 2003.『ピアフラ戦争——叢林に消えた共和国』山川出版社.
- 2015.「ナイジェリアにおける財政連邦主義の歴史的展開」『専修経済学論集』50(1): 23-93.

#### 〈外国語文献〉

- Abah, Hope, Yusha'u A. Ibrahim, Victor Edozie, Abdullateef Aliyu, Nurudeen Oyewole, Tony Adibe and Andrew Agbese 2017. “10 Nigerian Leaders, 10 Ideas about Restructuring.” *Daily Trust*, 9 July (<https://dailytrust.com/>).
- Abdullahi, Bolaji 2022. “APC’s Failed Promise on Restructuring.” *This Day* (<https://www.thisdaylive.com/>).
- Adamolekun, Ladipo 2005. “The Nigerian Federation at the Crossroads: The Way Forward.” *Publius* 35(3): 383-405.
- Adesina, Dele 2020. “Constitution Review Must be Holistic and Unfettered.” *This Day* (<https://www.thisdaylive.com/>).
- Agbaje, Adigun 1999. “The National Constitutional Conference, 1994-1995.” in *Nigeria: Politics of Transition and Governance 1986-1996*, edited by Oyeleye Oyediran and Adigun A. B. Agbaje, Dakar: Council for the Development of Social Science Research in Africa, 197-215.
- Akindele, Rafiu A. 1997. “The Constituent Assembly and the 1989 Constitution.” in *Transition Without End: Nigerian Politics and Civil Society under Babangida*, edited by Larry Diamond, Anthony Kirk Greene and Oyeleye Oyediran, Boulder, CO, and London: Lynne Rienner Publishers, 105-128.
- Aluko, Mobolaji E. 1999. “Campaign for Democracy: Conference of Nationalities December 1998 - Programmes & Resolutions.” (<https://groups.google.com/>).
- Amuwo, ‘Kunle and Georges Hérault 1998. “Introduction: On the Notion of Political Restructuring in Federal Systems.” in *Federalism and Political Restructuring in Nigeria*, edited by ‘Kunle Amuwo, Adigun A. B. Agbaje, Rotimi T. Suberu and Georges Hérault, Ibadan: Spectrum Books

and IFRA, 3-10.

- Angbulu, Stephen 2023. "Tinubu Signs Bill Unifying Judicial Officers' Retirement Age to 70." *Punch*, 8 June (<https://punchng.com/>).
- Bah, Abu Bakarr 2005. *Breakdown and Reconstitution: Democracy, the Nation-State, and Ethnicity in Nigeria*. Lanham, MD: Lexington Books.
- Baje, Ayo 2019. "Now is the Time for the People's Constitution." *The Guardian*, 18 March (<https://guardian.ng/>).
- Colonial Office 1953. *Record of Proceedings of the Nigeria Constitution Conference Held in London in July and August 1953*, African No. 1182 Confidential, NA CO 879/159.
- Committee for the Promotion of Yoruba Agenda 2015. *The Yoruba Agenda*. (<https://dawodu.com/>).
- Egbe, Robert 2022. "Constitution Amendment: All Eyes on States." *The Nation*, 8 March (<https://thenationonline.net/>).
- Ejime, Paul 2022. "Nigeria Requires a New Constitution." *Thisday* (<https://www.thisdaylive.com/>).
- Elias, T. O. 1967. *Nigeria: The Development of Its Laws and Constitution*. London: Stevens & Sons.
- El-Rufai, Nasir Ahmad 2017. *Next Generation Nigeria: What is Restructuring and Does Nigeria Need It?* Africa Programme Meeting Transcript, London: Chatham House (<https://www.chathamhouse.org/>).
- Farayibi, Adesoji Oladapo 2017. *The Structure of Nigeria's Restructuring Rhetoric*. Ibadan: Centre for Allied Research and Economic Development (<https://papers.ssrn.com/>).
- Igbuzor, Otiye 2005. "Constitutional Reform in Nigeria's Fourth Republic: Challenges to Civil Society Organisations." A paper presented at a general meeting of Citizens' Forum for Constitutional Reform held at Dayspring Hotel Abuja on 24th September, 2005 (<https://www.dawodu.com/>).
- Ihonvbere, Julius O. 2000. "How to Make an Undemocratic Constitution: The Nigerian Example." *Third World Quarterly* 21(2): 343-366.
- Jonathan, Goodluck Ebele 2018. *My Transition Hours*. Kingwood, TX: Ezekiel Books.
- Jooji, Innocent Tyomlia 2019. "The Nigerian Political Structure and the Urgent Need for Restructuring." *International Journal of Scientific Research in Humanities, Legal Studies & International Relations* 4(1): 115-124.
- Kirk-Greene, Anthony 1997. "The Remedial Imperatives of the Nigerian Constitutions, 1922-1992." in *Transition Without End: Nigerian Politics and Civil Society under Babangida*, edited by Larry Diamond, Anthony Kirk Greene and Oyeleye Oyediran, Boulder, CO, and London: Lynne Rienner Publishers, 31-53.
- Kperogi, Farooq 2022. "Nobody Can Restructure Nigeria in a Democracy: We Need Creative Destruction to Break out of the Current System." *Peoples Gazette*, 3 September (<https://gazettengr.com/>).
- Last, Murray 2008. "The Search for Security in Muslim Northern Nigeria." *Africa* 78(1): 41-63.
- Lugard, F. D. 1920. *Report by Sir F. D. Lugard on the Amalgamation of Northern and Southern Nigeria, and Administration, 1912-1919*. Cmd. 468, London: His Majesty Stationary Office.
- Majeed, Bakare 2023. "Constitution Amendment: Buhari Signs State Assembly, Judiciary Independence Bill, 18 Others into Law." *Premium Times*, 17 March (<https://www.premiumtimesng.com/>).

- The National Conference 2014. *Final Draft of Conference Report*. (<https://www.premiumtimesng.com/>).
- Nigeria. Constitutional Conference (1994-1995) 1995. *Report of the Constitutional Conference: Volume II Containing the Resolutions and Recommendations*. Abuja: The Constitutional Conference (<https://constitutionnet.org/>).
- Nsiegbe, Graham and Nelly O. Lezie 2020. “Restructuring the Nigerian State: An Evaluation of the El-Rufai Report.” *International Journal of Innovative Legal & Political Studies* 8(4): 11-19.
- Nwabueze, B. O. 1982. *A Constitutional History of Nigeria*. London: C. Hurst.
- 2022. “Mistakes Rotimi Williams and I Made about Nigeria’s Constitution.” *The Guardian*, 25 December (<https://guardian.ng/>).
- Nwosu, Iheanacho 2016. “Why North is afraid of restructuring-ABC Nwosu.” *The Sun*, 15 September (<https://sunnewsonline.com/>).
- Odeke, Francis C. and Ikechukwu O. Onuoha 2023. “The Restructuring Question in Nigeria: The Tragedy of the Commons.” *EBSU Journal of Social Sciences and Humanities* 13(1): 50-63.
- Odusote, Abiodun 2022. “Nigeria Needs a New Constitution, Not Piecemeal Adjustments.” *The Conversation*, March 9 (<https://theconversation.com/>).
- Ogogewo, Tunde I. 2000. “Why the Judicial Annulment of the Constitution of 1999 is Imperative for the Survival of Nigeria’s Democracy.” *Journal of African Law* 44(2): 135-166.
- Ojo, Olatunde J. B. 2014. “Constitutional Reform.” in *The Jonathan Presidency: The First Year*, edited by John A. A. Ayoade, Adeoye A. Akinsanya and Olatunde J. B. Ojo, Lanham, MD: University Press of America, 85-104.
- Olafusi, Ebinoluwa 2021. “Pat Utomi: Why the North is afraid of restructuring.” *The Cable*, 11 January (<https://www.thecable.ng/>).
- Olusanya, G. O. 1980. “Constitutional Developments in Nigeria 1861-1960.” in *Groundwork of Nigerian History*, edited by Obaro Ikime, Ibadan: Heinemann Educational Books, 518-544.
- Omitoogun, Wuyi and Kenneth Onigu-Otite 1996. *The National Conference as a Model for Democratic Transition: Benin and Nigeria*. IFRA Occasional Publication 6, Ibadan: Institute of African Studies.
- Onyekwere, Joseph 2021. “Deepening Debate on Whether National Assembly Can Enact Brand New Constitution for Nigeria.” *The Guardian*, 20 July (<https://guardian.ng/>).
- Onwudiwe, Ebere 1999. “On the Sovereign National Conference.” *Issue: A Journal of Opinion* 27(1): 66-68.
- Osaghae, Eghosa E. 1998. *Crippled Giant: Nigeria Since Independence*. London: Hurst & Company.
- Owete, Festus 2014. “Between Jonathan’s National Conference and Obasanjo’s National Political Reform Conference: What You Need to Know.” *Premium Times*, 16 February (<https://www.premiumtimesng.com/>).
- Oyediran, Oyeleye 1997. “The Political Bureau.” in *Transition Without End: Nigerian Politics and Civil Society under Babangida*, edited by Larry Diamond, Anthony Kirk Greene and Oyeleye Oyediran, Boulder, CO, and London: Lynne Rienner Publishers, 81-103.
- Pearse, Adetokunboh 2017. “2014 National Conference and the Benefits of Restructuring.” *The Guardian*,

- 29 August (<https://guardian.ng/>).
- Premium Times 2023. “Restructuring Nigeria: An Existential Imperative or Much Ado about Nothing? By Agbo, Ochonu & Kperogi.” *Premium Times*, 25 February (<https://www.premiumtimesng.com/>).
- Shibayan, Dyepekazah 2018. ““State Police, Fiscal Federalism’-12 Recommendations by APC Committee on Restructureing.” *The Cable*, 25 January (<https://www.thecable.ng/>).
- Suberu, Rotimi 2001. *Federalism and Ethnic Conflict in Nigeria*. Washington, D. C.: United States Institute of Peace Press.
- 2015. “Managing Constitutional Change in the Nigerian Federation.” *Publius: The Journal of Federalism* 45(4): 552-579.
- Udoma, Udo 2011. *History and the Law of the Constitution of Nigeria*. Unabridged edition, Ikot Abasi, Nigeria: Amazing Grace Publishers.
- Ugbede, Lois 2018. “Restructuring: APC Committee Recommends State Police, Resource Control, Fiscal Federalism.” *Premium Times*, 25 January (<https://www.premiumtimesng.com/>).
- Williams, F. R. A. 1988. “The Making of the Nigerian Constitution.” in *Constitution Makers of Constitution Making: The Experience of Eight Nations*, edited by Robert A. Goldwin and Art Kaufman, Washington, D. C.: American Enterprise Institute for Public Policy Research, 397-418.

©IDE-JETRO 2024

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際」の下で提供されています。  
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

